

2. 泉佐野市地域福祉計画策定審議会規則

平成 16 年 3 月 29 日

泉佐野市規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいず

れかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

泉佐野市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法第107条に基づき、地域福祉計画を策定するにあたり、庁内関係室課からなる、泉佐野市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、事業の実施に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める関係室課の長及び職員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定める者をもってその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 委員会の運営を円滑に行うため、別表に定める関係室課の職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(1) ワーキンググループの座長は健康福祉部生活福祉課長をもって充てる。

(2) ワーキンググループは必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から実施する。

この要綱は、平成17年6月17日から実施する。

別表(第3条関係)

部 名	関係室課
健康福祉部	生活福祉課
	高齢・障害福祉課
	児童福祉課
	介護保険課
	保健センター
	国保年金課
市長公室	まちづくり推進課
	自治振興課
生活産業部	商工労働観光課
	市民生活課
都市整備部	都市計画課
	建築住宅課
人権推進部	人権推進課
学校教育部	学校教育課
	人権教育室
社会教育部	青少年課
	生涯学習センター